

申請者区分別の占用許可期間

法令等	国または 地方公共団体	漁業協同組合等	公的事業者	一般	その他一般	漁港の有効活用を 目的とする占有者等
			(電柱・管類・類する 施設を設置する場合)	(電柱・管類・類する 施設を設置する場合)		
千葉県漁港管理条例	<u>10年以内</u>	3年以内	<u>10年以内</u>	3年以内	3年以内	<u>10年以内</u>
漁港漁場整備法	<u>10年以内</u>	3年以内	<u>10年以内</u>	3年以内	3年以内	<u>10年以内</u>
海岸法 漁港管理者の管理する 海岸保全区域に限る。	<u>10年以内</u>	3年以内	<u>10年以内</u>	3年以内	3年以内	<u>10年以内</u>

*表中の期間内であっても、許可期間は必要最小限とする。

定義

- (1) 国 国の機関をいう。
- (2) 地方公共団体 地方自治法第1条の第3に規定する普通地方公共団体、特別地方公共団体、港湾法に規定する港務局をいう。
- (3) 漁業協同組合等 水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。
- (4) 公的事業者 水道法、下水道法、工業用水道事業法、電気事業法、電気通信事業法、ガス事業法に基づき施設を設置する事業者、その他これに類する事業者をいう。
- (5) 漁港の有効活用を目的とする占有者等 既存漁港施設の有効活用により漁港施設の機能高度化又は地域活性化を図る目的で占有を行う者で、漁港管理者が適当と判断した者をいう。